



コモンクライテリア プロフェSSIONAL 登録制度運用規程

CP-01

平成24年1月

独立行政法人情報処理推進機構

目次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. コモンクライテリア プロフェッショナル登録基準	2
4. コモンクライテリア プロフェッショナル登録申請	3
4.1 コモンクライテリア プロフェッショナル登録申請手続	3
4.2 コモンクライテリア プロフェッショナル登録審査	3
4.2.1 書面審査	3
4.2.2 審査結果の通知	3
4.3 コモンクライテリア プロフェッショナル登録	3
4.4 コモンクライテリア プロフェッショナル登録証の授与	4
4.5 コモンクライテリア プロフェッショナル登録者の公表	4
4.6 コモンクライテリア プロフェッショナルの称号の利用	4
5. コモンクライテリア プロフェッショナル登録事項変更	4
6. コモンクライテリア プロフェッショナル登録更新	5
7. コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止及び一時停止解除	5
7.1 コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止	5
7.2 コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止解除	6
8. コモンクライテリア プロフェッショナル登録の取消し	6
9. その他	6

コモンクライテリア プロフェッショナル登録制度運用規程

制定 平成 22 年 8 月 23 日 2010 情総第 72 号

最終改正 平成 24 年 1 月 20 日 2011 情総第 117 号 一部改正

1. 目的

本規程は、IT セキュリティ評価及び認証制度（以下「評価・認証制度」という。）に係る評価機関又は認証機関において評価又は認証の実務経験者が、コモンクライテリア（以下「CC」という。）に係る技術者として所属組織内外に広く認知され、これにより CC に係る人材の育成、及び評価・認証制度の普及を図ることを目的とし、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）技術本部 セキュリティセンター（以下「セキュリティセンター」という。）が、セキュリティ評価に関する専門的な知識を有する者に対し、コモンクライテリア プロフェッショナルの称号を付与する登録制度の運用について定めるものである。

2. 用語の定義

本規程において使用する次の用語以外については、機構の Web サイトにて公表する評価・認証制度において使用する用語の例による。

評価・認証制度 (IT セキュリティ評価及び認証制度) :

IT 製品等のセキュリティ機能の適切性・確実性を、セキュリティ評価基準の国際標準規格である CC (ISO/IEC 15408) に基づいて第三者 (評価機関) が評価し、その評価結果を認証機関が認証する制度

CC (Common Criteria、セキュリティ評価基準) :

IT セキュリティの観点から、IT 製品等が適切に設計され、その設計が正しく実装されていることを評価するための国際標準規格

CEM (Common Evaluation Methodology、セキュリティ評価方法) :

セキュリティ評価基準である CC に基づき、IT 製品等をどのように評価するかを定めた国際標準規格

コモンクライテリア プロフェッショナル :

IT 製品等の評価・認証の実務経験者であって CC 及び CEM に精通している等の登録基準を

満たし、登録手続を完了した者に付与する称号

評価機関：

評価・認証制度において、開発者等からの評価依頼を受けて、CC に基づき IT 製品等の評価を実施する機関

評価者：

IT 製品等のセキュリティ評価作業を適切に実施できる者として、認証機関が資格を付与し登録した者

認証機関：

評価・認証制度において、評価機関からの評価報告を検査し、IT 製品等の認証を実施する機関

認証者：

IT 製品等の評価結果に対する認証作業を適切に実施できる者として、認証機関が指名し登録した者

3. コモンクライテリア プロフェッショナル登録基準

(1) コモンクライテリア プロフェッショナルの登録申請を行う者（以下「申請者」という。）は、CC 関連の普及活動や外部での論文発表、セキュリティ技術の維持・向上を図るためにセキュリティ関連のセミナーの受講等、コモンクライテリア プロフェッショナルとして、登録申請時に CC の普及に関する活動を実施することを誓約でき、以下の各号に示すいずれかの要件に該当していなければならない。

- ① 認証機関に評価者として登録されたことがあり、かつ、評価機関又は認証機関に所属しない者
- ② 認証機関に認証者として登録されたことがあり、かつ、認証機関又は評価機関に所属しない者

(2) 前項の者であって、以下の各号に示すいずれかに該当する者の登録申請については認めない。

- ① 評価者登録の取消しをされた者
- ② 認証者登録の取消しをされた者
- ③ コモンクライテリア プロフェッショナル登録の抹消又は取消しをされた者（本規程の 6. (5) 及び 8. 参照）

4. コモンクライテリア プロフェッショナル登録申請

4.1 コモンクライテリア プロフェッショナル登録申請手続

- (1) セキュリティセンターは、登録申請の受付期間を機構の Web サイトにて公表する。
- (2) 申請者の所属長は、以下の書類を機構の理事長あてに提出して、申請者の登録申請をすることができる。

- ・「コモンクライテリア プロフェッショナル登録申請書」(様式 1)
- ・申請者の「経歴書」(様式 2)

- (3) セキュリティセンターは、申請書類等に不備がある場合は、申請を受付できない旨、申請者の所属長及び申請者に対し通知し、申請書類一式を返却する。

4.2 コモンクライテリア プロフェッショナル登録審査

4.2.1 書面審査

セキュリティセンターは、申請者がコモンクライテリア プロフェッショナル登録基準を満たしていることを確認する。

4.2.2 審査結果の通知

- (1) セキュリティセンターは、登録申請の受付期間の締切り後、原則 1 か月以内にコモンクライテリア プロフェッショナル登録の審査結果を申請者の所属長及び申請者に通知する。
- (2) セキュリティセンターは、書面審査の結果、登録基準の要件を満たしていないと判断した場合は、申請が不適合である旨、申請者の所属長及び申請者に対し通知し、申請書類一式を返却する。

4.3 コモンクライテリア プロフェッショナル登録

- (1) コモンクライテリア プロフェッショナル登録基準に適合すると認められた申請者は、セキュリティセンターからコモンクライテリア プロフェッショナル登録者（以下「登録者」という。）として登録番号を付与され登録される。
- (2) 登録者は、本規程の 4.5 に基づき公表される。
- (3) 登録の有効期限は、登録日から 5 年間とする。

4.4 コモンクライテリア プロフェッショナル登録証の授与

- (1) セキュリティセンターは、機構の理事長名によるコモンクライテリア プロフェッショナル登録証（様式7参照。以下「登録証」という。）を登録者に授与する。
- (2) セキュリティセンターは、登録者の所属長及び登録者に対し登録証の授与について通知する。
- (3) 紛失等による登録証の再発行は行わない。

4.5 コモンクライテリア プロフェッショナル登録者の公表

- (1) セキュリティセンターは、次に掲げる事項を機構の Web サイトのコモンクライテリア プロフェッショナル登録者リスト（以下「登録者リスト」という。）に記載して、登録者を公表する。

1. 登録番号
2. 登録者名
3. 所属組織名
4. 登録日
5. 有効期限
6. その他

- (2) 登録者は、登録の有効期限を過ぎたことなどによる登録の抹消（本規程の6.参照）又は虚偽の申請若しくは社会的信用を損なう行為等による登録の取消し（本規程の8.参照）の場合、登録者リストから削除される。

4.6 コモンクライテリア プロフェッショナルの称号の利用

登録者は、登録の有効期限内において、名刺等に「コモンクライテリア プロフェッショナル」の称号を用いることができる。

なお、当該称号の後に“（IPA 登録番号 R****）”を記載できるものとする。

5. コモンクライテリア プロフェッショナル登録事項変更

登録者の所属長は、機構の Web サイトに掲載の登録者リストの登録者の掲載情報及び連絡先に変更が生じた場合、「コモンクライテリア プロフェッショナル登録事項変更届」（様式3）にて、登録者の登録事項変更を速やかに届け出るものとする。

6. コモンクライテリア プロフェッショナル登録更新

- (1) 登録者の所属長は、機構の Web サイトに記載された登録の有効期限の 3 か月前から有効期限までに以下の書類を機構の理事長あてに提出して、登録者の登録更新申請をすることができる。

更新するにあたり、本規程の 3. の登録基準に適合し、コモンクライテリア プロフェッショナルとして、登録申請時に誓約した活動を実施していることが条件となる。

- ・「コモンクライテリア プロフェッショナル登録更新申請書」(様式 4)
- ・登録者の「経歴書」(様式 2)

- (2) セキュリティセンターは、登録更新の承諾を原則有効期限までに登録者に通知する。
- (3) セキュリティセンターは、機構の Web サイトに公表している登録者リストの有効期限を 5 年間延長する。
- (4) セキュリティセンターは、申請書類等に不備がある場合は、申請を受付できない旨、申請者の所属長及び申請者に対し通知し、申請書類一式を返却する。
- (5) コモンクライテリア プロフェッショナルとしての活動を実施していることが確認できない場合は、登録は抹消とする。また、登録者から登録更新申請がない場合は、更新の意思がないとみなし、登録は抹消とする。
- (6) 更新時の登録証の再発行は行わない。登録者は、登録の有効期限については機構の Web サイトに公表される登録者リストにて確認するものとする。

7. コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止及び一時停止解除

登録者が、評価機関又は認証機関に所属する場合は、コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止を届け出なければならない。また、登録者が、評価機関又は認証機関に所属しなくなった場合、コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止解除を届け出なければならない。

7.1 コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止

- (1) 評価機関又は認証機関の所属長は、以下の書類を機構の理事長あてに提出して、登録者の登録の一時停止の届け出をする。

- ・「コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止届」(様式 5)

- (2) セキュリティセンターは、機構の Web サイトに公表している登録者リストから登録者を削除する。
- (3) コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止が長期間継続する場合、セキュリティセンターは登録者に状況確認をすることがある。登録者からの一時停止の継続理由が本規程の 7. に適合しない場合又は登録者から状況確認に対する回答がない場合は、セキュリティセンターは登録を抹消することができる。

7.2 コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止解除

- (1) 登録者の所属長は、以下の書類を機構の理事長あてに提出して、登録者の登録の一時停止解除の届け出をする。

・「コモンクライテリア プロフェッショナル登録の一時停止解除届」(様式 6)

- (2) セキュリティセンターは、登録の一時停止解除を承諾したことを登録者に通知し、機構の Web サイトの登録者リストにて登録者を公表する。
- (3) 一時停止を解除した際に登録の有効期限を過ぎていた場合、登録者は承諾の通知日から起算して 12 か月以内に本規程の 6. の登録更新申請をしなければならない。この場合、一時停止の間は登録更新が行われた扱いになり、登録更新申請にて与えられる有効期限は一時停止解除をした際の直前の有効期限から起算して 5 年間の延長となる。

8. コモンクライテリア プロフェッショナル登録の取消し

セキュリティセンターは、コモンクライテリア プロフェッショナル登録の申請時、変更時若しくは更新時に虚偽の申請があったことを確認した場合又はコモンクライテリア プロフェッショナルとしての社会的信用を損なう行為が確認された場合、その登録を取り消すことができる。

9. その他

- (1) コモンクライテリア プロフェッショナル登録に係る機構内の処理手順については、「コモンクライテリア プロフェッショナル登録制度業務マニュアル」を定める。
- (2) 本規程にて参照する様式については、別途、様式集として定める。最新の様式については、機構の Web サイトで公表する。

附 則 (平成 22 年 8 月 23 日 2010 情総第 72 号)

(施行期日)

1. この規程は、平成 22 年 8 月 23 日から施行する。
(コモンクライテリア プロフェッショナル登録要領等の廃止)

2. 次に掲げる規程等は、廃止する。

一 コモンクライテリアプロフェッショナル登録申請の手引き
(平成 16 年 12 月 28 日 2004 情総第 88 号)

二 コモンクライテリアプロフェッショナル登録要領
(平成 17 年 2 月 2 日 2004 情総第 99 号)

附 則 (平成 24 年 1 月 20 日 2011 情総第 117 号・一部改正)

(施行期日)

1. この規程は、平成 24 年 1 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2. この規程の施行前にコモンクライテリア プロフェッショナルの登録を受けた者については、改正後の規程 4.3 の登録を受けた者とみなす。

